

雪害による免除申請状況について

1 養豚経営安定対策事業に係る豪雪支援対策について

今冬の豪雪による被災事業者への支援対策の一環として、平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に発生した豪雪被害により、次の①から③のいずれかの市町村

- ① 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村
- ② 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号）の指定市町村
- ③ 都道府県知事の協議等により、機構理事長が特に認める市町村

から豪雪による畜産関連施設（6 次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面（罹災証明書等）の交付を受けた養豚事業者にあつては、平成 25 年度第 4 四半期分の生産者負担金の納付の免除をできるものとしているところ。

2 生産者負担金の免除申請状況について

飼養都道府県別免除対象件数

（4 月 18 日現在）

No.	都道府県	件数	No.	都道府県	件数
1	北海道	1	12	東京都	1
2	青森県	2	13	神奈川県	9
3	岩手県	11	14	山梨県	8
4	宮城県	8	15	長野県	3
5	山形県	1	16	岐阜県	1
6	福島県	18	17	静岡県	2
7	茨城県	24	18	三重県	2
8	栃木県	19	19	福岡県	1
9	群馬県	114	20	熊本県	2
10	埼玉県	25	21	大分県	2
11	千葉県	7	22	鹿児島県	1

合計 262 件（事業実施主体数：250 者）

純粋種豚等の導入または豪雪被害に伴う母豚
の再導入を検討されている皆さまへ
～平成 26 年度養豚経営安定対策補完事業のご案内～

次の経費について補助をします。

- ① 地域の養豚業における純粋種豚の能力を向上させるために導入する 純粋種豚及びその精液の導入 に要する経費【純粋種豚生産性向上促進】
- ② 今冬の豪雪により、出荷を余儀なくされた被災生産者の 母豚の再導入 に要する経費【豪雪被災生産者母豚導入支援】

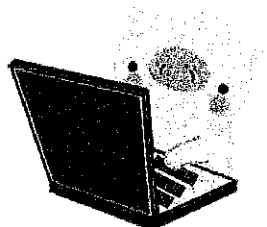
■事業参加対象者

- ▶ 生産者が主たる構成員となっている団体（農協、一般社団法人、一般財団法人等）
- ▶ 養豚業を営む者（3戸以上）で構成された生産者集団 定款や規約要

なお、事業メニューにより、①種豚又は精液の販売実績がある生産者もしくは②豪雪被災生産者（※）を含む必要があります。

（※）豪雪被災生産者：平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に発生した豪雪による畜産関連施設（6 次化関連施設を除く。）の被害を証明する書面（り災証明書等）の交付を受けた方

その他配合飼料価格安定基金への継続加入などの事業参加者要件があります。



2 ページ目に補助の内容、要件及び
申込方法を記載しています。

■事業メニューごとの補助の内容及び要件

① 純粋種豚生産性向上促進

補助対象経費の対象	補助率
純粋種豚（※）及びその精液の導入	1/2 以内 ただし、上限は純粋種豚 10 万円/頭、精液 1 万円/本

（※）ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種など

<主な要件>

- ・導入により生産者集団等における純粋種豚の能力向上が見込まれること
- ・一定期間内に純粋種の交配などに使用し、その産子の子豚登記を行うこと
- ・導入した純粋種豚については3年間飼養すること

② 豪雪被災生産者母豚導入支援

補助対象経費の対象	補助率
<豪雪被災生産者の方> 母豚の導入	1/2 以内 ただし、上限は 10 万円/頭

<主な要件>

- ・導入した母豚については3年間飼養すること
(純粋種の場合)
- ・一定期間内に純粋種の交配などに使用し、その産子の子豚登記を行うこと
(交雑種の場合)
- ・対象頭数の上限は、被災による出荷頭数又は 60 頭のいずれか少ない方

■申込方法

- ・提出期限までに事業参加申込書の提出が必要となります。
- ・提出の必要な書類につきましては、「平成 26 年度養豚経営安定対策補完事業に係る参加申込手続要領」の 7 ページの「11 参加申込手続」に記載しておりますので、ご確認ください。
- ・この参加申込手続要領については、機構のHPに各種様式も含めて掲出していますので、ご参照ください(URLは下記のとおり)。

※提出期限：平成 26 年 4 月 22 日（火）必着

【参加申込書送付先及び問合せ先】



独立行政法人農畜産業振興機構

畜産経営対策部 養豚経営課

電話：03-3583-1150 FAX：03-3586-5200

URL：<http://www.alic.go.jp/>

住所：〒106-8636 東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル

平成26年度養豚経営安定対策補完事業の要件整理

区分	1 純粋種豚生産性向上促進	2 豪雪被災生産者母豚導入支援	
		純粋種	交雑種
1 事業実施主体 (生産者集団等)	<ul style="list-style-type: none"> ・養豚業を営む者(3戸以上)で構成された生産者集団 ・生産者が主たる構成員となっている団体(農協、一般社団法人、一般財団法人等) (なお、集団組織として定款又は規約を定めていること) 		
2 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・配合飼料の節減等生産コストの低減を図るために必要となる純粋種豚又はその精液の導入(生産性の向上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に発生した豪雪による畜産関連施設(6次化関連施設を除く)の被害により、母豚の出荷を余儀なくされた生産者の母豚の再導入(災害支援) 	
3 生産者集団等の構成員の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者集団等内に <u>種豚又は精液の販売実績を有する生産者を1戸以上含む。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者集団等内に <u>豪雪による被害生産者(市町村から災害証明書等を受けた者)を1戸以上含む。</u> 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として配合飼料価格安定基金へ継続加入している。 ・会社の場合、大企業に該当しないこと(資本金3億円かつ従業員数 300 人を超えない会社)。 ・環境規範の推進に努めている。 		
4 補助対象となる種豚の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの生産者集団等以外から導入したもの。 ・ランドレース種、大ヨークシャー種、デュロック種等の純粋種(ハンプシャー種、中ヨークシャー種、パークシャー種は理事長特認による。) ・<u>生産者集団等の構成員が所有する種豚の能力向上が見込まれるもの。</u> ・国内で生産され、日本養豚協会が証明する <u>生後3か月齢以上 15 か月齢以内のもの</u> (海外から導入する場合は、日本養豚協会が証明する種豚登録豚で生後 15 か月齢以内のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>豪雪被害を受けた日から平成 26 年 3 月 31 日までにと畜場へ出荷した母豚の実績頭数又は 60 頭のいずれか少ない方を上限</u> 	
5 種豚導入後の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後、<u>少なくとも1回は純粋種の産子を得るための交配に使用し、平成 29 年3月 31 日までにその産子の子豚登記を行う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後、少なくとも1回は純粋種の産子を得るための交配に使用し、平成 29 年3月 31 日までにその産子の子豚登記を行う。 ・<u>ただし、理事長特認により同要件を免除することができる。</u> 	

区分	1 純粋種豚生産性向上促進	2 豪雪被災生産者母豚導入支援	
		純粋種	交雑種
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入後、3年間飼養する。 ・生産者集団等は、導入種豚の管理・飼養規程を設け、機構に届け出る。 ・導入種豚を構成員に貸し付けする場合は、貸付契約を締結し、その写しを機構に届け出る。 		
6 精液の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの生産者集団等以外から導入したもの。 ・家畜改良増殖法に基づく、特級～2級に該当する精液(輸入精液についてはこれらと同等のもの) ・平成27年3月10日までに純粋種豚を得るための人工授精に使用し、その産子の子豚登記を行う。 	—	—
7 補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 (純粋種豚は1頭当たり10万円、精液は1本当たり1万円を上限) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1/2以内 (1頭当たり10万円を上限) 	